

# 三井住友・公益債券投信

## (毎月決算型) / (資産成長型)



### 第136期決算および分配金のお支払いについて

平素は「三井住友・公益債券投信（毎月決算型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。当ファンドは第136期決算（2022年5月16日）において分配金を引き下げましたので、分配金引下げの理由や今後の見通しなどについてご報告します。

※本資料は「三井住友・公益債券投信（毎月決算型） / (資産成長型)」のうち「三井住友・公益債券投信（毎月決算型）」についてご説明するものです。

#### 分配実績（1万口当たり、税引前）

当ファンドは継続的な分配を目指しており、2011年4月15日以降、毎月30円（1万口当たり、税引前）の分配を実施してきました。基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、当期の分配金を20円に引き下げました。

決算期	第1～133期	第134期	第135期	第136期	設定来累計 (2022年5月16日まで)
	累計	2022年3月	2022年4月	2022年5月	
分配金 (対前期末基準価額比率)	3,930円 (39.3%)	30円 (0.4%)	30円 (0.4%)	20円 (0.3%)	4,010円 (40.1%)
騰落率 (税引前分配金再投資ベース)	26.5%	-4.0%	-1.4%	-3.3%	15.8%

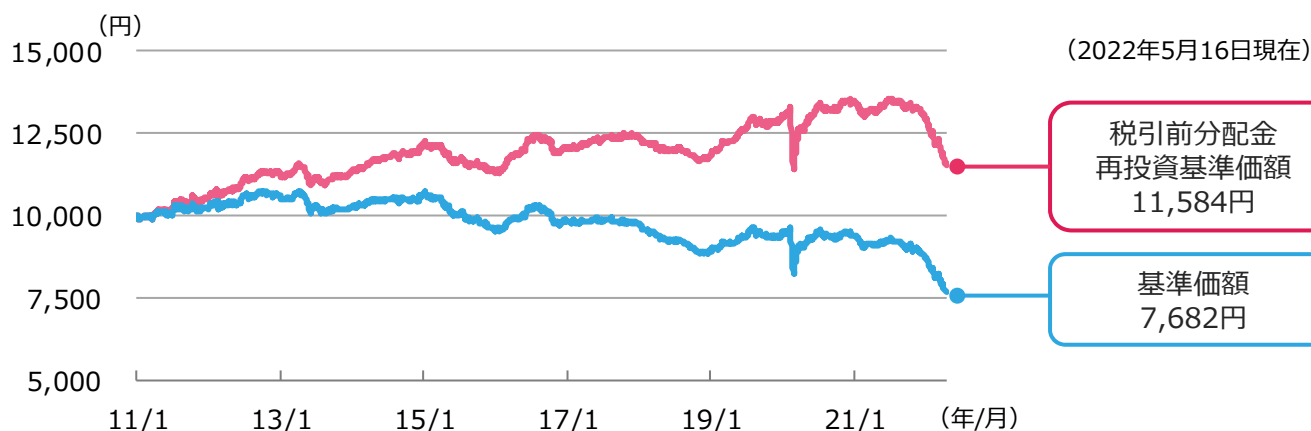
(注1) 「対前期末基準価額比率」は、各期の分配金（税引前）の前期末基準価額（分配金お支払い後）に対する比率で、当ファンドの収益率とは異なります。第1～133期と設定来累計の欄は、それぞれの分配金累計（税引前）の設定時10,000円に対する比率です。

(注2) 「騰落率」は税引前分配金再投資基準価額を基に算出したものであり、実際の投資家利回りとは異なります。第1～133期の欄は、設定日から第133期末までの騰落率です。

#### 分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。

#### 基準価額の推移（2011年1月28日（設定日）～2022年5月16日）



(注1) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

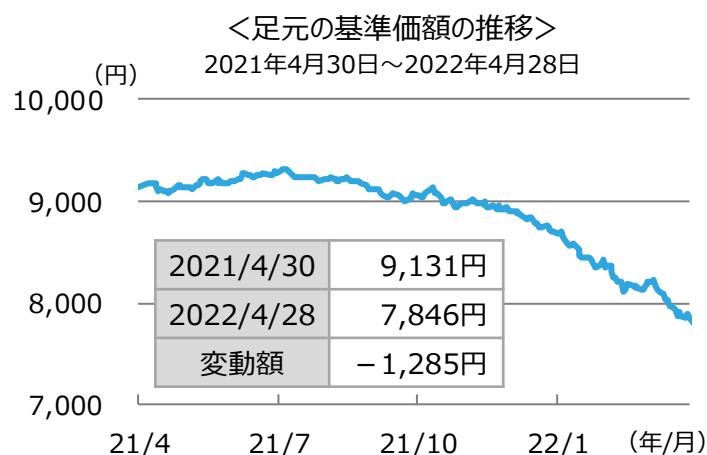
(注2) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。くわしくは8ページをご覧ください。

## 分配金引下げの背景

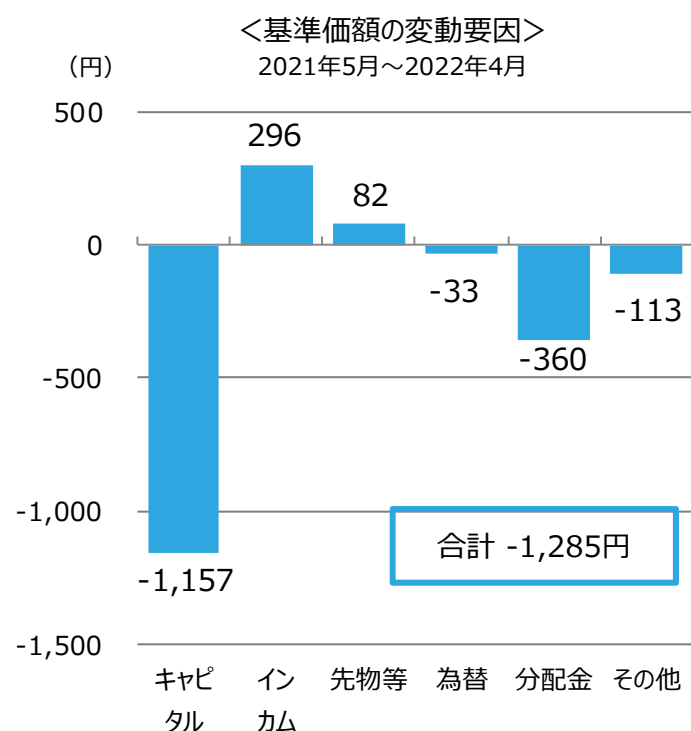
基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金を引き下げることにしました。



- 当ファンドは継続的な分配を目指しており、分配金のお支払いを開始した2011年4月15日以降、毎月30円（1万口当たり、税引前）の分配を継続してきました。一方で、足元の基準価額は軟調に推移しています。
- 基準価額水準や市況動向等を勘案した結果、今後も継続的な分配を行うことを目指し、分配金額を20円に引き下げることにしました。
- 基準価額の主な下落要因は保有債券の価格の下落（利回り上昇）や分配金のお支払いによるものです。

## 基準価額の下落要因

過去1年間の基準価額の下落の主な要因は、①金利上昇に加え、スプレッド（国債に対する上乗せ金利）が拡大したこと等による保有債券の価格の下落（利回り上昇）と②分配金のお支払いによるものです。



- 過去1年間の基準価額の変動要因をみると、安定的な収入が期待される債券のインカム（利息収入等）は296円とプラスに寄与しました。
- 一方で、キャピタル（価格変動による損益等）は-1,157円とマイナス寄与となりました。これは、米国での早期利上げ観測等を受け、米欧の長期金利が上昇（価格は下落）したこと、新型コロナウイルス（オミクロン型）に対する警戒感が広がり、スプレッドが拡大したことで公益債券利回りが上昇し、保有債券の価格が下落したことが影響しました。
- また、お支払いした分配金は合計額で360円（1万口当たり、税引前）となり、基準価額の主な下落要因となりました。
- 結果として、その他の要因を含めた当該期間の基準価額は1,285円の下落となりました。

（注1）基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

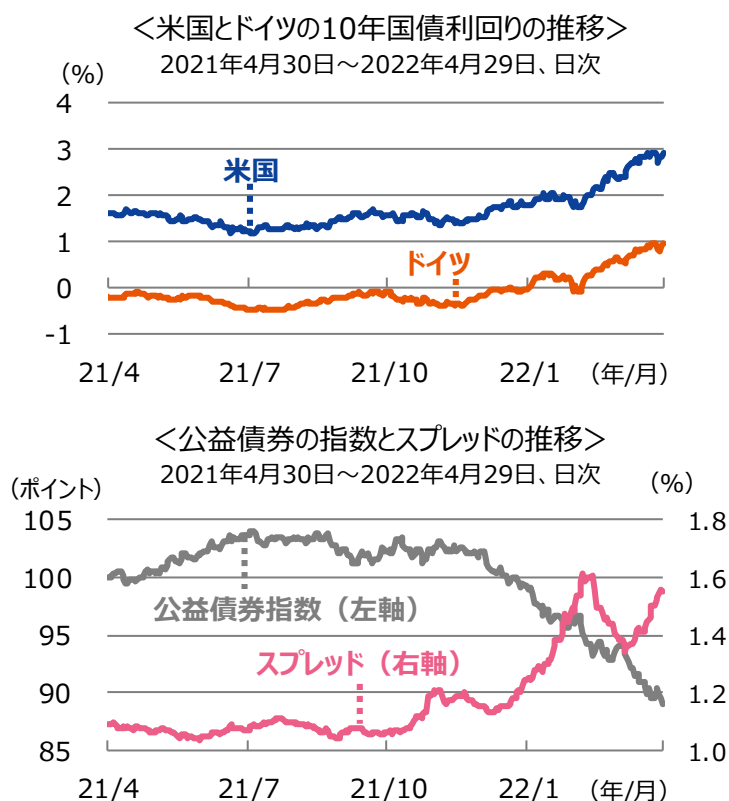
（注2）上記数値は、簡便法により当該期間の基準価額の変動額を主な要因に分解したもので概算値です。各項目の合計は、四捨五入の関係で基準価額の変動額と一致しないことがあります。

※ 上記は過去の実績であり、将来の運用成果および分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が分配方針に基づき基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

※ ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。くわしくは8ページをご覧ください。

## 足元の市場動向

金融政策正常化に伴い米国、欧州（ドイツ）の長期金利は大きく上昇、  
 公益債券のスプレッドは拡大し、2021年後半以降の円ヘッジベースの指数値は大きく下落しました。



（注）公益債券はBloomberg Global Aggregate Ex JPY Corporate-koueki（円ヘッジベース）。公益債券の価格は2021年4月30日を100として指数化。

（出所）Bloombergのデータを基に委託会社作成

### ＜国債市場について＞

- 供給制約やロシアのウクライナ侵攻を受けた資源価格の高騰等から市場のインフレ観測が強まり、米連邦準備制度理事会（FRB）は2022年3月に利上げを決定、さらに利上げ継続や量的引締めの可能性を示唆しました。
- また、欧州中央銀行（ECB）も量的金融緩和の縮小を進めたことや、年内の利上げの可能性に含みをもたせたこと等を受け、米国、欧州（ドイツ）の長期金利（10年国債利回り）は大きく上昇しました。

### ＜公益債券市場について＞

- 社債市場では、新型コロナウイルス（オミクロン型）の感染拡大に対する懸念が一時強まったことや、ロシアのウクライナへの軍事侵攻、さらに急激な金融政策正常化への警戒感が広がったことから、公益債券のスプレッドは拡大しました。さらに金利上昇を受け、2021年後半以降の円ヘッジベースの指数値は大きく下落しました。

## 今後の市場見通しと運用方針

### ＜市場見通し＞

- インフレが高止まりするなか、米欧ともに金融政策正常化を加速させる可能性もあり、長期金利のさらなる上昇が予想されます。一方で市場は既に早期正常化を相当程度織り込んでいることや、ウクライナ情勢、先行きの世界景気に対する不安等は金利上昇をある程度抑制する見通しです。
- 公益債券市場では、ウクライナ情勢の緊張が依然として続いていることや、急速な金融政策の正常化に対する懸念が変動要因となる可能性が見込まれます。社債の利回り水準はロシアのウクライナ侵攻前と比較し大幅に上昇しており、状況が落ち着くに伴い、利回りを求める投資家による需要も回復に向かうと考えています。

### ＜運用方針＞

- 企業価値や価格水準、地政学的リスクによる影響などを勘案し、銘柄選択を行っていく方針です。金利戦略については、ポートフォリオの組入債券のデュレーション（平均回収期間）が長めであることや、米欧ともに金融政策の正常化が進められていくとの観測を踏まえ、金利リスクを中長期的にある程度抑えるためデュレーションを調整（短く）していく方針です。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記の見通しおよび運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

## ファンドの特色

- 主として世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資します。
  - 投資は、DWS世界公益債券ファンド（適格機関投資家専用）を通じて行います。
  - 主に電力、ガス、水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。また、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
  - 投資対象は、取得時において原則としてBBB格相当以上の投資適格債とします。組入債券の平均格付けは、原則としてA格相当以上となることを目指します。
- 対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクを低減します。
  - 実質外貨建資産に対し、原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的となると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。
- （毎月決算型）と（資産成長型）の2つのファンドからご選択いただけます。
  - （毎月決算型）は、原則として、毎月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき安定した分配を目指します。
  - （資産成長型）は、原則として、毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。
  - 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※（毎月決算型）において「安定した分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※販売会社によっては、いずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

#### ■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### ■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## 投資リスク

## ■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

## ■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## その他の留意点

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

## 分配金に関する留意事項

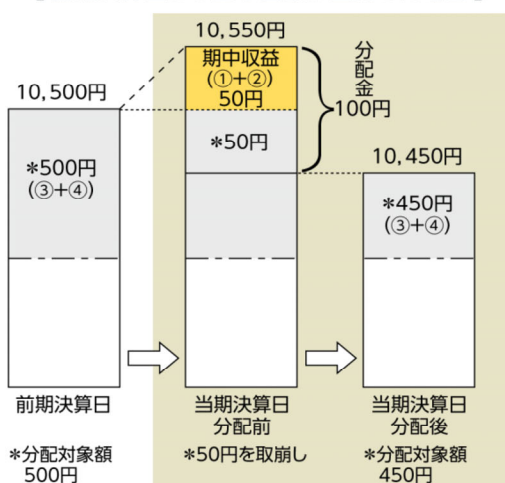
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



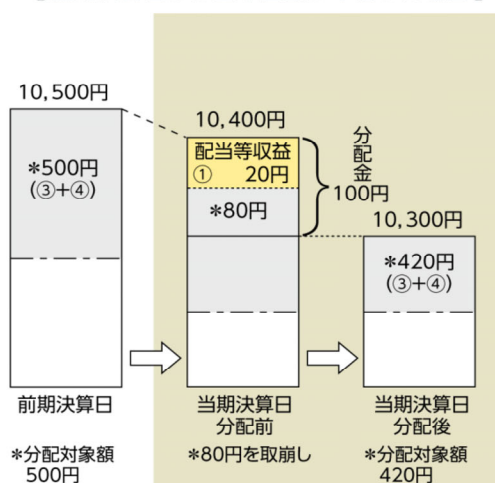
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 〔計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合〕

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

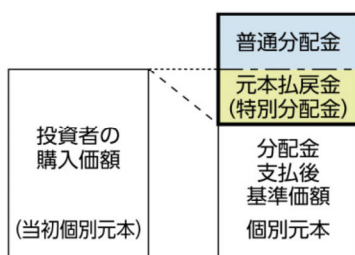


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

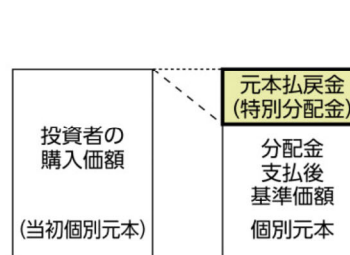
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

## お申込みメモ

## 購入単位

- 当初購入の場合：1万円以上1円単位
- 追加購入の場合：1万円以上1円単位
- 投信自動積立の場合：1万円以上1千円単位
- スイッチングの場合：《一部換金による場合》1万円以上1円単位  
《全部換金による場合》1円以上1円単位

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。

## 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

## 購入代金

三井住友銀行の定める期日までにお支払いください。

## 換金単位

1円以上1円単位

## 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

## 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

## 信託期間

- （毎月決算型）2028年1月17日まで（2011年1月28日設定）
- （資産成長型）2028年1月17日まで（2013年10月11日設定）

## 決算日

- （毎月決算型）毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
- （資産成長型）毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

## 収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。

ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

## お申込不可日

以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。

- フランクフルト証券取引所の休業日
- ニューヨーク証券取引所の休業日
- フランクフルトの銀行の休業日
- ニューヨークの銀行の休業日
- ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

## スイッチング

（毎月決算型）および（資産成長型）の間でスイッチング可能

スイッチングの際にも、ご購入いただくファンドの最新の投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください。

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

## ○ 購入時手数料

購入時手数料（消費税込）は、購入代金（購入金額（購入価額〔1口当たり〕×購入口数）に購入時手数料（消費税込）を加算した額）に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

（購入代金）	（手数料率）
一律……………	<u>2.20%（税抜き2.00%）</u>

※「分配金自動再投資型」において、分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

## ○ スイッチング手数料

ありません。

## ○ 信託財産留保額

ありません。

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

## ○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に年0.6875%（税抜き0.625%）の率を乗じた額です。

※投資対象とする投資信託の信託報酬等を含めた場合、年1.32%（税抜き1.20%）程度となります。

## ○ その他の費用・手数料

以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。

- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用 等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

## 分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

## 換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： <a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a></p> <p>コールセンター： 0120-88-2976 【受付時間】 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p> <p>株式会社三井住友銀行</p>



## 投資信託に関する留意点

- 投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体となっている「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。これらは三井住友銀行本支店等にご用意しています。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は預金ではありません。
- 投資信託は預金保険の対象ではありません。預金保険については窓口までお問い合わせください。
- 三井住友銀行で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 三井住友銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

## 当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2022年5月16日